

高福第1434号
令和4年3月22日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
岸田 正寿（公印省略）

まん延防止等重点措置終了後の感染防止対策について

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の推進に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県において実施されていたまん延防止等重点措置については、3月21日に終了となりました。

高齢者施設・事業所における新規陽性者数は減少傾向にあるものの引き続き高い水準で推移しています。まん延等防止重点措置の終了後においても、重症化リスクの高い高齢者への感染をできるだけ防ぐため、下記に御留意の上、引き続き感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策の徹底

職員に発熱などの症状がある場合の出勤停止、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。

厚生労働省作成『介護現場における感染対策の手引き（第2版）』

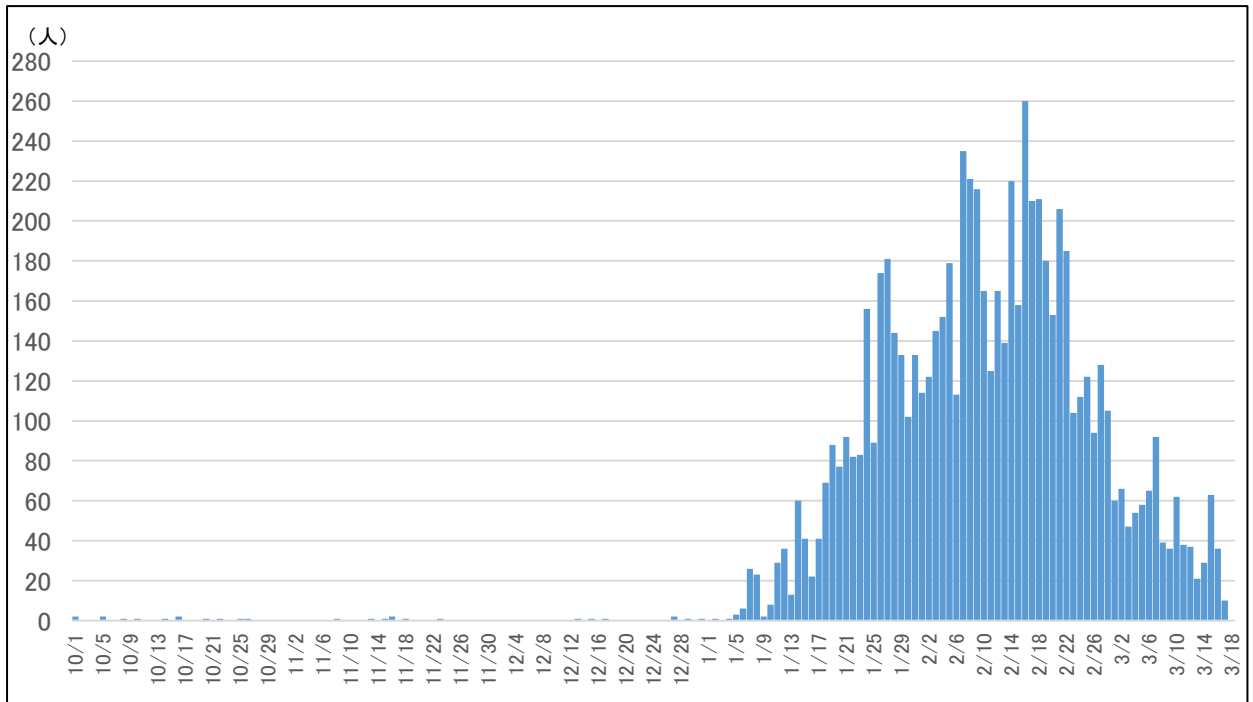
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

2 感染発生時の報告

施設内で感染者が発生した場合には、所管の福祉事務所（又は県高齢者福祉課、市町村担当課）に遅滞なく速やかに報告をお願いします。

感染発生報告を受け、県では衛生物資の供給、COVMA T・eMA Tなどの専門的支援、リリーフナース・互助ネットワークなどの人的支援、かかり増し経費補助金による経済的支援を行います。

【参考】県内高齢者施設の感染者数の推移



担当 施設・事業者指導担当
電話 048-830-3247